

(案)



令和6年8月6日

岡山地方最低賃金審議会

会 長 益田 佐和子 殿

岡山地方最低賃金審議会

岡山県最低賃金専門部会

部会長 片山 裕之

岡山県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年7月3日、岡山地方最低賃金審議会において付託された岡山県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和5年10月1日発効の岡山県最低賃金（時間額932円）は令和4年度の岡山県の生活保護水準を下回っていなかった。

なお、最低賃金額改正審議にあたり、地域の実態を反映した独自性が発揮できる審議運営を求める意見があった。

おって、地域の中小企業・小規模事業者が、継続的に賃上げできる環境整備の必要性については、労使共通の認識が示された。そのため、なお一層、価格転嫁対策を徹底し、下請取引適正化の更なる監視強化、各種減税における実質賃金の上昇、賃上げ税制や補助金等の賃上げ企業への優遇など、賃上げ原資の確保につながる継続的な取組実施を求める意見、生産性向上支援と経営支援の強化を政府等に強く要望するとの意見があったことを申し添える。

本件の審議に当たった専門部会の委員は次のとおりである。

岡山地方最低賃金審議会
岡山県最低賃金専門部会委員

公益代表委員

部会長 片山裕之 弁護士

部会長代理 米山毅一郎 岡山大学学術研究院法務学域 教授

益田佐和子 岡山家庭裁判所 家事調停委員

労働者代表委員

小橋政次 自動車総連 岡山地方協議会 議長

高山伸男 日本基幹産業労働組合連合会岡山県本部
事務局長

西崎知佳 日本労働組合総連合会岡山県連合会
副事務局長

使用者代表委員

石黒和之 株式会社共立精機 代表取締役社長

鶴海元 カーツ株式会社 監査役

西谷治朗 岡山県経営者協会 専務理事

岡 山 県 最 低 賃 金

- 1 適用する地域
岡山県の区域

- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者

- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者

- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 982円

- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

- 6 効力発生の日
法定どおり

岡山県の生活保護費と最低賃金について

(令和4年度データに基づく比較)

1 最低賃金

- (1) 件 名 岡山県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額932円
- (3) 発 効 日 令和5年10月1日

2 生活保護

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和4年度
- (3) 生活保護（令和4年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の岡山県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（99,532円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

令和5年10月1日発効の岡山県最低賃金の1箇月換算額（註）と上記2の（3）に掲げる金額とを比較すると岡山県最低賃金が生活保護費を下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$$932\text{円（岡山県最低賃金）} \times 173.8\text{（1箇月平均法定労働時間数）} \\ \times 0.807\text{（可処分所得の総所得に対する比率※）} = 130,719\text{円}$$

※令和6年7月10日に開催された中央最低賃金審議会第2回小委員会の資料中、別添グラフに示された比率。

岡山県最低賃金専門部会審議経過

会 議 等	年 月 日	内 容
第507回 岡山地方最低賃金審議会	令和6年 7月3日	改正決定について諮問
専門部会委員の推薦公示	7月3日	締 切 令和6年7月24日
関係労使の意見聴取の公示	7月3日	締 切 令和6年7月24日
専門部会委員の任命	7月29日	
第1回 専門部会	7月29日	部会長及び同代理の選任 岡山県の生活保護と最低賃金 について 今後の審議の進め方について
第2回 専門部会	7月31日	金額改定に当たっての基本方 針について 最低賃金額の審議
第3回 専門部会	8月2日	最低賃金額の審議
第4回 専門部会	8月5日	最低賃金額の審議
第5回 専門部会	8月6日	最低賃金額の審議（結審）